

平成30年11月

障がい者雇用とよい社風

今年も3月16日に法政大学で第8回「日本で一番大切にしたい会社」大賞受賞式が行なわれました。しかし過去に1度も弁護士、会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の士業が受賞したことはありません。チャレンジしてくれたのは1社のみです。何故士業の方々がチャレンジしないかと思えば、障がい者雇用に取り組んでいないからです。ほとんどの士業の方々は自営の仕事は障がい者では無理だと思っているように思えます。障がい者雇用は法律で義務づけられています。社員数45.5人で2.2%です。社員数が100人超の会社は法律違反していると罰金が月々1人5万円課されます。私連古田士会計は、現在総社員数220名のうち、障がい者が7名働いてくれています。重度の知的障がい者1名、在宅雇用の身体障がい者1名、精神障がい者が5名です。知的障がい者の方には、不用紙のシュレッダー、コップ洗い、コピー用紙の補充その他繰り返しの仕事を、精神障がい者の方には、主に年末調整や算定のための給与データ入力等の業務を行ってまわっています。全社員で実践している挨拶や掃除も一切区別することなくやっています。朝礼、会議にも参加できる人は参加しています。よく障がい者の方が入ると社員がやさしくなると言われますが、私連は、会社の社風がよくないと障がい者は働けないと思っています。特に精神障がい者の方は気を付けなければなりません。以前ある精神障がいのある方が入社してくれましたが、向上心もあり、仕事の覚えもよく、勉強で簿記の2級も合格したので正社員になってくれましたが、本人も調子がよくなったので薬を飲むのを止めたそうです。そして精神状態が悪化し、入院してしまいました。入退院を繰り返して結局結核と診断されました。施設の支援員は月に1度は面接とアドバイスを受けています。私連は、経営計画書という道具を使い、「よい社風をつくる」努力を重ねてきました。経営理念に、「一生あなたと家族を守る」とあります。解説として、「社員が65歳の定年前に病気になるたり、障がい者になっても会社があなたと家族を守ります。また障がい者の子供がいれば会社が面倒をみます。そのために会社は儲けて内部留保を厚くします。そして65歳前にはあなたが亡くなる場合は、遺族支援として毎月10万円～20万円を支給します。(この幅は子供の数)」と書いてあります。よい社風づくりを心がけて障がい者雇用に取り組んだ結果、平成26年には東京都より「東京都障害者雇用優良企業」厚生労働省より「精神障害者雇用優良企業20社」に選ばれ、平成28年には、「新ダイバーシティ経営企業34社」に障がい者雇用の取り組みが評価され受賞しました。さらに東京都より障がい者雇用のモデル企業に依頼され、毎月のように都の福祉保健局や区の障害者就労支援センターから講師の依頼や会社見学を受け入れています。今年の1月には、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が発行した「障害者雇用があまり進んでいない業種における雇用事例」の雑誌に弊社がモデル企業として紹介されました。そして11月8日には、第26回職業リハビリテーション研究・実践発表会が東京ビッグサイト国際展示場で催されますが、十河部長が実践発表する予定です。ほとんどの講演は一日でも講師料は1～2万円が目安です。十河部長は時間の許す限り講師を受け付けてくれています。私連が障がい者雇用に取り組んでいる姿勢、やり方、考え方が世の中の役に立つと、社会貢献ができるので喜んで依頼を受けています。障がい者雇用は数も大事ですが、働いてくれる人のこと考えると質はもっと大事ではないかと思えます。私は中小企業だからこそそのことだ障がい者雇用に取り組むと思っています。会社の業績は戦略で決まります。社員が能率的な仕事ができるかは業績に大きな影響はありません。私は社員に数字の結果を求めない経営をしたいと思っています。よい社風をつくり社員一人ひとりに支えあり、お客様に喜ばれ、感謝される人間にならばよいと願っています。

古田士 満